

2 - 1 米国との政治分野での協力推進

政策所管局課（室）北米第一課

評価年月日 平成17年4月

<p>政策の目的</p>	<p>日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化</p>
<p>政策の背景・概要と必要性</p>	<p>【背景】</p> <p>(1) 日本政府が、イラク問題、北朝鮮問題、テロへの対策、大量破壊兵器の拡散防止等、わが国の安全と繁栄にとり死活的に重要な現下の政治・安全保障面の諸課題に取り組む上で、米国と緊密に連携し、日米同盟の維持・強化を図っていくことは益々重要となってきている。</p> <p>(2) 国際社会において、我が国が自国の国益に基づく外交を展開する上では、スマトラ沖地震・津波支援等国際社会が直面する課題の解決に向けて、基本的人権の尊重、民主主義及び市場経済の推進といった価値観を共有している同盟国である米国との間で緊密な連携を確保しつつ対処することが重要であり、このことにより、我が国の国益がより効果的に確保し得る。</p> <p>【概要】</p> <p>こうした背景の下、平成16年度において、我が国は、以下の施策を講じてきた。</p> <p>(1) 政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整</p> <p>平成16年6月及び9月には小泉総理の訪米、同年4月にはチェイニー副大統領の訪日を実現したほか、種々の国際会議等の機会を捉えて外相会談（8回）を実施。また、首脳・外相レベルでの電話会談も頻繁に実施（平成16年度は首脳5回、外相7回）された。</p> <p>平成16年9月・12月には逢沢外務副大臣が訪米。さらに、昨年度に引き続き日米次官級戦略対話（平成16年2月、6月及び10月の3回に亘り実施）が実施されたほか、ライス大統領補佐官（当時）の訪日（平成16年7月）等、あらゆるレベルでの相互往来、及び、日常よりの双方の首都における大使館を通じた緊密な連携の維持・強化等に引き続き尽力してきた。</p> <p>(2) 民間有識者を含む対話の実施及び米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘</p> <p>外務省としては平成16年度においても平成15年度に引き続き議会、有識者等を含む政治対話・交流の促進に努めた。具体的には、米連邦議会（議員・議会スタッフ等）、州政府、民間有識者（シンクタンク・学識関係者）等の招聘の支援などを行ってきており、具体的には、例えば米国連邦議会との関係強化事業として、議会関係者10名（共和党および民主党スタッフ他）の招聘を行った。ただし、双方の政府関係者及び日米の民間有識者を含めた政治対話の促進（従来戦略国際問題研究所との共催で行ってきた日米戦略対話）については平成16年度においては、外交日程の都合上、実施できなかった。</p> <p>(3) 日米交流150周年記念へのモメンタムの付与及び政府間レベル・草の根レベルを含む重層的な日米交流の促進</p> <p>平成16年度は、日米和親条約調印150周年を迎え、小泉総理の出席を得て横浜において日米交流150周年記念式典を開催するなど周年行事としてのモメンタムを最大限に活用した。また、日米同盟の維持・強化には重層的な交流が必要であるとの認識に基づき、行政官交流や高校生交流在米日系人の招聘等を引き続き実施した。</p> <p>【必要性】</p> <p>(1) 基本的人権の尊重、民主主義及び市場経済の推進といった価値観を共有している米国との同盟関係はわが国の安全とアジア太平洋地域の平和と安定の礎である。</p> <p>(2) また、わが国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下わが国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調の下、積極的に取り組んできているが、そのためにもわが国外交の基軸である日米同盟を維持・強化することは必須である。</p>
<p>目的達成のための考え方</p>	<p>(1) 日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施すると共に、両国間の良好な二国間関係の基礎を成す、あらゆるレベル（政府間、財界、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等）における両国間の交流を重層的に強化する必要がある。</p> <p>(2) このためには、例えば、日米交流150周年記念といった節目になる機会をフルに活用する必要がある。</p>

	ある。
外部要因	<p>(1) 日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化のためには、幅広い政策課題にわたる分野横断的な協力が必要であり、省庁横断的な施策が必要となる場合もある。</p> <p>(2) また、日米連携の強化の成果は、当該政策の対象となる国・地域・事項等を巡る国際情勢の影響を受け、日米連携が強化されたことにより、必ずしも、その成果が対象となる国・地域・事項等に即時かつ直接的に表れる訳ではない点に留意が必要である。</p>

投入資源	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">予算</td> <td style="text-align: center;">平成15年度</td> <td style="text-align: center;">平成16年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">157.5</td> <td style="text-align: center;">195.4</td> </tr> </table> <p>(注): 本省分予算 単位: 百万円</p> <p>(注): 150周年事業は平成15年度予算にはなし</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">人的投入資源 (定員ベース)</td> <td style="text-align: center;">平成15年度</td> <td style="text-align: center;">平成16年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">28</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分職員数 単位: 人</p>			予算	平成15年度	平成16年度	157.5	195.4	人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度	28	28
予算	平成15年度	平成16年度											
	157.5	195.4											
人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度											
	28	28											

政策の評価	<p>【目的達成に照らしての評価の切り口】</p> <p>・政治面の共通の諸課題における日米連携の進展状況</p>
【政策の目的達成状況】	<p>別表の施策を通じて、日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化されたことにより様々な評価が得られたが、その一部主要な点を例示する。</p> <p>(1) 対北朝鮮政策</p> <p>北朝鮮の全ての核計画を国際的な監視の下で廃棄させるとの目標実現のため、六者会合において日米は緊密に連携してきた。米国は日本の拉致問題に深い理解と同情の念を有しており、拉致問題解決に臨む日本の立場を支持してきている。これらは、例えば、平成16年5月17日の日米首脳電話会談において小泉総理が間近に控えた二度目の訪朝の意図につき仔細に説明したのに対し、ブッシュ大統領が小泉総理の訪朝の目的をよく理解し、これを支持し、その成功を祈りたい旨述べたことによく示されている。</p> <p>(2) イラク</p> <p>米国を含む国際社会と協調してイラクの復興支援に主体的に関わるとの観点から、我が国はイラク特措法に基づき、約600人の陸上自衛隊をイラク・サマーワに派遣し、給水・公共施設の普及・整備、医療支援等を実施し、また、平成16年12月に基本計画を1年間延長した。また、日本のイラク復興支援は最大50億ドルであり、これまでは当面の支援として、無償資金協力15億ドルのうち、民生の基盤整備のために13億ドルの支援を実施してきた他、我が国は4000万ドルの選挙支援などを打ち出している。このような日本の対イラク支援を米国は高く評価するとともに、日本と協力してイラクの復興のために努力していきたい旨述べている。このように、日米両国は、イラクに安定した政権の樹立と国内の治安回復を早期にもたらすことを目指して共に協力していくという認識を共有している。</p> <p>(3) 大量破壊兵器の拡散防止</p> <p>大量破壊兵器の拡散はわが国国民の安全に多大な影響を及ぼすものであり、わが国は、P S Iを通じて米国をはじめとする各国と緊密な連携を図り、大量破壊兵器の拡散防止に努めてきた。特に、平成16年10月にはP S I海上阻止訓練「チーム・サムライ04」を我が国としてはじめて主催し、日米豪仏をはじめ各国の参加を得た上で、アジアの諸国も同訓練に参加した。これに対し、この機会に訪日した米政府高官は、10月27日に行われた講演で、「日本がチーム・サムライ04を主催したことは、世界に対して、日本の友好関係と同盟が単なる言葉に基づくものではなく、具体的な行動と実践に裏付けられていることを再び示した。日本は、P S Iに対する協力を世界及びアジア地域に広める上で指導的な役割を果たしており、我々はこのことに感謝する。」旨述べてこれを高く評価した。わが国と米国は、今後とも協力して、国際社会における大量破壊兵器の拡散防止という問題の解決に取り組んでいくことで一致している。</p>

	<p>(4) テロ対策</p> <p>我が国は、2001年の同時多発テロを受けてテロ対策特措法を策定し、インド洋で海上阻止行動を行う米軍等の艦船への支援活動を行なってきているが、引き続きアフガニスタン及びその周辺において、米国をはじめとする国際社会と協力してテロの脅威を除去するため、平成16年4月22日の閣議で基本計画の6ヶ月延長を決めた。</p> <p>テロの脅威は依然として大きく、テロとの闘いは引き続き行われる必要があり、日米が国際社会と共に問題解決に向けて貢献していくこと、またアフガニスタンについては、引き続き安定と復興のため国際社会とともに取り組んでいく必要がある点につき日米の立場は一致している。</p> <p>(5) 津波支援</p> <p>平成16年末のスマトラ沖大地震及びインド洋津波被害発生に際しては、ブッシュ大統領の提案を受け、日、米等（他には、豪、印）が中心となり「コア・グループ」を立ち上げ、ここでの緊密な議論を通じて米国は9.5億ドルの支援、日本は5億ドルの緊急支援を決めるなどし、災害救援に重要な素早い初動を実現することが出来た。また、日本は被災各地に国際緊急援助隊や自衛隊を派遣し、人的側面においても貢献した。このように、本件について、日米は緊密に連絡しつつ協力関係を深めていった。このような両国間の連携のあり方は、例えば平成16年12月29日に行われた日米外相電話会談において、両外相間で、迅速に国際的な協力を行っていくこと及び今後とも日米両国で協力を行っていくことの重要性について合意した点にも現れている。</p> <p>(6) 国連改革</p> <p>日米は、国連改革は安保理改革のみならず、人権、平和構築、事務局の改革等幅広い分野で進めなければならないとの認識で一致している。また、米国は日本の常任理事国入りを支持しており、日本は、今後安保理の実効性を高めるためにどうすればよいか、改革を進めるために引き続き緊密に協議・協力していくことで一致している。</p> <p>(7) 日米交流</p> <p>日米間の文化交流、人的交流は強固な日米関係の基盤であり、重層的な交流の促進を図ってきている。平成16年度には、日米和親条約調印150周年を迎え、日米交流150周年記念式典を開催したほか、そのモメンタムを活用して数多くの文化事業が周年事業として行われた。また、人的交流面でも平成16年に9期目を迎えた行政府間交流であるマンズフィールド交流計画により7名、日米高校生交流計画により短期・長期滞在合計50名の受入が行われたほか、平成16年7月1日には日米外相間で外交官交流の開始が合意された。</p>
<p>【目的と手段の関係の適切性】</p>	<p>(1) 政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行うことは日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する上で不可欠であり、こうした施策の実施は、上述のような効果を得る上で適切な手段であった。</p> <p>(2) また、民間有識者を含む対話を実施し、米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘を行うこと、日米交流150周年記念へのモメンタムを付与しつつ政府間レベル・草の根レベルを含む重層的な日米交流を促進すること、更に日米関係の一層の深化に資する在米日系人との交流を促進することは、上述のような協議・政策調整を円滑に行う上で不可欠な、日米間の相互理解や友好関係を維持・強化する上で、適切な手段であった。</p> <p>分析</p> <p>(1) 政治・安全保障分野における日米間の連携の強化の効果は、刻々と変動する国際情勢に対し、日米両国が如何に問題意識の共有及び諸案件への対応の態様によって評価されるものであり、会計年度に区切った一年単位の短期間での評価や、定量的な評価が困難である点に留意する必要がある。</p> <p>(2) なお、民間有識者を含む対話については、平成16年度においては実施できなかったが、これは、日米両国政府間の協議・連携の緊密化により、その他の外交日程が従来に増してタイトになったため、外交日程上、平成16年度においては、例外的に実施が困難となったためである。</p>
<p>【今後の課題】</p>	<p>(1) 引き続き、二国間問題としては、在日米軍の再編、BSE問題等、国際社会が直面する課題として日米両国が協力して取り組むべきものとしては、北朝鮮問題、イラク・アフガニスタン等の中東の安定に関わる問題、大量破壊兵器の拡散防止、テロ対策、国連改革といった問題について、米国との間で緊密な連絡を取りつつ取り組んでいく必要がある。また幅広い分野での日米間の交流の推進についても引き続き取り組んでいく。</p>

事務事業の評価

事務事業名	政府間（首脳、外相レベルを含む）で、共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施	
施策の内容及び必要性	首脳、外相レベルでの日米間の接触を可能な限り頻繁に行い、また、その際の協議の内容を戦略的観点に立ち日米両国の共通の諸課題に関する政策の調整に有益なものとするよう努めた。その観点から、日米次官級戦略対話の様な戦略的な対話の機会を定期的に設けるよう努めた。	
具体的成果	<p>首脳・外相レベルでは、種々の国際会議等の機会を捉えて日米首脳会談（3回）、外相会談（8回）を実施した他、電話会談を頻繁に実施（平成16年度は首脳5回、外相8回）し、北朝鮮、イラク、BSE問題、米軍再編、国連改革をはじめとする日米間に共通する諸課題について緊密な協議を行い、日米両国に共通する政策課題について調整を行った。</p> <p>また、北朝鮮、中国・台湾、東アジア、イラン、イラク、アフガニスタン、中東和平、欧州、中央アジア、国連改革、日米安保などを含むより広範な中・長期的課題については、事務レベルで竹内事務次官（当時）とアーミテージ國務副長官（当時）との間で日米次官級戦略対話（3回）を実施し、戦略的な観点に立ち、率直でかつ深みのある対話を行った。</p>	
総合的評価	結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 （具体的対応方針：従来どおり対処。）
	理由	政治分野での日米間の協力を日本政府として推進し、政治・安全保障上の諸課題への取組における日米両国間の連携を強化する上で、両国政府間のハイレベルでの対話を現状の頻度で継続することは不可欠であるため。

事務事業の評価

事務事業名	民間有識者を含む対話の実施及び米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘	
事業の内容及び必要性	<p>米国連邦議会との関係強化事業として、議会関係者10名（共和党および民主党上院院内総務直属スタッフ他）を招聘した。また、日系米国人との継続的関係強化のため、全米日系人博物館に選考、オリエンテーション、引率を事業委託し、対象を全米規模に拡大して招聘事業（1件（10名））を実施した。また、別途、米国に於いて人種差別問題に取り組む日系人2名を招聘した。加えてイラク国民議会選挙直前に中東情勢の専門家を、中国全人代開催前に中国関係の専門家を各1名招聘した。</p> <p>また、親日派の育成、将来有望視される人物の発掘及び事業を通じた日本との人的な繋がり構築・強化のためには、民間有識者その他の米国各界の人物を対象とする対話や招聘事業により、よりよく日本を理解し、直接に日本を体験させることが不可欠であると考えられる。</p>	
具体的成果	<p>（1）議会スタッフ招聘参加者の対日理解が進み、在米大のみならず、本省におけるコンタクトも幅広くなり（東アジア関係局のみならず、国連、欧州等）数も拡大している。日系人招聘者については、対日理解の増進に加え、米国における日系人のネットワーク形成にも貢献してきており、日系人コミュニティが成立しているハワイ、及びカリフォルニア、ワシントン、オレゴン州等の西海岸に加え、中西部、東海岸の日系人の組織化・活性化につながり、全米規模に拡大しつつある。有識者の招聘時には、日本における専門家、国会議員との意見交換に加え、日本国際問題研究所における講演を開催し、60名から100名の聴衆を集め、米国のイラク・中東政策、及び反国家分裂法が全人代に提案され、採決される見通しとなった中台関係に対する民間有識者の見方につき、日本の論説委員、その他有識者にタイムリーに伝えられ、意見交換が行われた。</p> <p>（2）また、国会議員等の要人の訪米・訪加の際のアポイントメントを通じても交流が強化された他、在外公館の主催する各種行事に対して上記のような招聘事業に参加してきた米国人が積極的に参加するなどの成果も得られた。</p>	
総合的評価	結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 （具体的対応方針：従来どおりの頻度、対象につき、対話、招聘を実施する。なお、民間有識者を含む対話については、平成16年度は実施できなかったが、日米両国政府間の対話に加え、民間の有識者を加えた対話の実施は、両国の政策協調の幅及び深さを拡充する上で、引き続き必要であり、今後とも機会を捉え実施する。）
	理由	民間有識者を含む対話を実施し、米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各階の人物の招聘を行うことは、日米両国間の協議・政策調整を円滑に行う上で不可欠な、日米間の相互理解や友好関係を維持・強化する上で必要であるため。

事務事業の評価

事務事業名	日米交流150周年記念へのモメンタムの付与及び政府間レベル・草の根レベルを含む重層的な日米交流の促進
施策の内容及び必要性	<p>日米関係は政府間の関係のみならず、民間の各種チャンネルでの幅広くかつ深みのある相互交流の積み重ねにより醸成された相互理解によって支えられている。</p> <p>日本外交の要である日米関係をマネージするにあたり、日米交流150周年記念式典（平成16年4月3日於：横浜。小泉総理出席）行政官交流や高校生交流、日系人の招聘などを含む様々な交流事業を実施することで、日米間の重層的な交流に努力する必要がある、日米間の相互理解を促進する周年事業実施や重層的な交流の促進は不可欠である。</p>
具体的成果	<p>(1) 日米交流150周年記念式典には、小泉総理及びペーカー駐日米国大使（当時）が出席し、またブッシュ大統領からのビデオ・メッセージを得ることで、日米関係の重要性に対する政治レベルのエンドースを得たが、これにより、日米関係の重要性を広く周知することが出来た。また、地方公共団体・民間団体が主催する行事を150周年行事としてロゴを付与し、周年事業を最大限活用する形で重層的な日米交流を推進した。</p> <p>(2) 平成15年度に引き続き、米国行政官が日本の官公庁・民間で1年間勤務するマンスフィールド研修計画（平成16年度は7名が訪日）米国高校生の訪日招聘を行う日米若人交流計画（長期（1年）短期（3ヶ月）それぞれ25名）を実施。マンスフィールド研修計画は、平成16年度で9周年となるが、参加者の多くが米国政府内の意思決定過程で重要なポストに就くようになってきており、米国政府の実務レベルにおける知日派・親日派の育成に効果を上げている。</p> <p>(3) 在米日系人との交流については、平成15年度に引き続き、在米日系人リーダー12名の招聘を行い、在米日系人とのネットワークの拡充や若い世代のリーダー発掘に寄与した。また、同じく在米日系人のブルース・ヤマシタ及びスティーブ・オキノ両名の招聘については、マスメディアの注目も高く、日本人による日系人および米国の多様性についての理解の増進に寄与した。</p> <p>(4) 日米若人交流計画では、若年層の対日理解に効果を上げている。更に、平成16年7月1日に行われた日米外相会談では、平成17年より日米外交官交流計画を開始することで合意した（日米各々1名ずつ。期間1年）。</p>
総合的評価	<p>結果 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止(日米150周年記念のみ) (具体的対処方針：対象年が終了した日米150周年事業以外は、従来のおりの対象・頻度で各種の人的交流事業を行っていく。)</p> <p>理由 (1) 中国の台頭により、アジアに対する関心が同国に向けられがちな中、日米関係を引き続き強化する観点からは、日米両国間の重層的な交流を現状以上に強化するための方策を検討する必要がある。本年3月の日米外相会談でも両国間の人的交流、特に知的交流をより促進できる方途につき、今後両国政府間で具体的に如何なる努力をしていくかにつき事務レベルで検討させることに合意。 (2) ただし、日米交流150周年記念関連事業については、対象年が経過したことにより廃止。</p>

【参考資料】

- 日米外相会談概要（平成16年5月14日、7月1日、平成17年2月19日）
- 日米首脳電話会談の貼り出し（平成16年5月17日）
- 日米外相電話会談の貼り出し（平成16年1月15日、5月22日、8月23日、12月29日、平成17年1月28日、2月3日、3月9日）
- 「拡散に対する安全保障構想（PSI）」海上阻止訓練「チーム・サムライ04」（概要と評価）（平成16年10月28日）
- （以上4種類は外務省ホームページより）
- John R. Bolton. “Stopping the Spread of Weapons of Mass Destruction in the Asian-Pacific Region: The Role of Proliferation Security Initiative.” 米国国務省ホームページ（平成16年10月27日）
- Condoleezza Rice. “Remarks With the Japanese Foreign Minister Machimura and Japanese Defense Agency Director General Ono at a U.S.-Japan Appreciation Event With Troops.” 米国国務省ホームページ（平成17年3月19日）
- （以上2種類は米国国務省ホームページより）
- 朝日新聞 朝刊（平成16年11月5日）
- 読売新聞 朝刊（平成16年11月25日）

2 - 2 米国との経済分野での協力推進

政策所管局課（室） 北米第二課
 評価年月日 平成 17 年 5 月

<p>政策の目的</p>	<p>日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調の推進</p>
<p>政策の背景・概要と必要性</p>	<p>【背景】</p> <p>日米両国は、両国で世界の国内総生産（GDP）の半分近くを占める世界の二大経済大国である。その上、二国間の貿易や投資の額が示すように、日米二国間の経済関係は高度に深化したものとなっている。（日本にとって米国は、最大の輸出相手国であると同時に、中国に次ぐ輸入相手国。また、日本にとって米国は、最大の直接投資先であり、最大の対日直接投資国。）したがって、日米経済関係を安定的に運営することは、米国との貿易や投資に携わる日本企業が安心して経済活動を行う上での大前提であり、貿易立国である我が国において対外経済関係を所掌する外務省にとっての重要業務。また、日米両国のみならず世界経済の持続的成長にとっても重要。</p> <p>1980年代後半から1990年代前半にかけての日米貿易摩擦は、日米間の信頼関係ひいては日米同盟関係そのものを揺るがしかねないものであった。このような経験を踏まえれば、日米経済関係について米国と包括的かつ緊密な協議を実施し、問題がある場合にはその所在を早期に突き止め、二国間で政治問題化することを未然に防止することが極めて重要である。</p> <p>また、経済活動のグローバル化が進展した現在、「摩擦から協調へ」の精神の下、日米両国は二国間の問題のみならず、地域的及び地球規模の経済問題についても協力して取り組む必要性が高まってきている。</p> <p>【概要】</p> <p>このような背景の下で、平成 16 年度においては以下の施策を行った。</p> <p>(1) 成長のための日米経済パートナーシップの運営（日米経済関係強化に向けた取組）</p> <p>平成 13 年 6 月の日米首脳会談の際に両首脳間で合意された日米間の経済対話の枠組みである成長のための日米経済パートナーシップの下には次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ、投資イニシアティブ、財務金融対話、貿易フォーラムの 6 つの枠組みがある。これら 6 つの枠組みにおいて、日米間で密接かつ双方向の対話を行うことで、世界経済の発展に資する日米両国の持続可能な経済成長のために各種の政策分野で協調することを目指している。その際、規制改革及び競争政策イニシアティブで取り上げる米国への規制改革要望の作成に当たっては、在米日本企業が直面している問題について聴取するなど、民間部門との連携も重視している。</p> <p>以下、これら 6 つの枠組みの中で、外務省が主導的な役割を果たして行われた 2 つの枠組について示す。</p> <p>(詳細は、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/pship_g.html参照)</p> <p>(イ) 次官級経済対話</p> <p>(a) 平成 16 年 7 月 16 日に開催（於：ワシントン）</p> <p>(ロ) 規制改革及び競争政策イニシアティブ</p> <p>(a) 平成 16 年 6 月 8 日に両国首脳に対し第 3 回報告書を提出 （シーアイランド・サミットの際に行われた日米首脳会談にて実施）</p> <p>(b) 平成 16 年 10 月 14 日に第 4 回目の要望書を日米間で交換（於：ワシントン） （藤崎外務審議官（当時）とシャイナー米国次席通商代表との間で交換）</p> <p>(c) 平成 17 年 3 月 10 日に上級会合を開催（於：ワシントン） （この他、5 つの作業部会を 2 回ずつ開催）</p> <p>(2) 個別通商問題への対処（日米経済関係強化に向けた取組）</p> <p>平成 7 年の世界貿易機関（WTO）の発足以来、政府は、日米が関係する個別経済問題への対処方法として、単に日米二国間関係の文脈のみでの決着を目指すのではなく、WTO の紛争解決手続を活用して、多国間の貿易ルールに照らして妥当な解決を図ってきている。これは、多国間の貿易ルール自体の重要性はいうまでもなく、特に世界の二大経済大国である日本と米国が WTO のルールを遵守し、これに則った問題の解決を図るとの姿勢を示すことが、世界全体の開かれた貿易体制への信頼維持・強化に大きく資するためである。また、問題の解決に向けての</p>

	<p>取り組みの過程では、必要に応じ関連企業と随時率直な意見交換を行った。</p> <p>一方で、WTOなど国際ルールによる解決に必ずしもなじまない問題については、二国間での協議によって問題解決を図っている。例えば、米国で牛海綿状脳症（BSE）感染牛が発見されたことに伴う日米間の牛肉貿易再開問題については、通常の通商問題と違って国民の食の安全にかかわる重大な問題であること、日米間の牛肉貿易再開に向けた具体的な手続について、日米政府間で認識の一致が見られており、科学的知見に基づき、我が国の消費者の食の安全の確保を前提に、必要な国内手続が着実に進められることが重要であること、BSEは比較的最近になって確認された病気であり、十分な知見が得られていないことから、WTO協定に基づく手続を通じた問題解決ではなく、関係省庁と連携しながら日米二国間の緊密な協議を通じて問題解決を図っている。</p> <p>【必要性】</p> <p>外務省が当該政策を実施する理由は、主に以下の3点に集約される。</p> <p>(1) 我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化のためには、政治・安全保障の側面と並んで、安定的・協調的な経済関係の維持・強化が不可欠な要素であること（外交としての重要性）</p> <p>(2) また、この関連で、極めて多岐にわたり相互に密接な関係のある日米経済関係の諸分野を、個別省庁がばらばらに所掌するのではなく、外務省が、総合的な外交上の視点からバランスよく運営していくことが、「日米同盟関係の維持・強化」の観点及び我が国の国益（経済上の利益を含む。）の確保の観点からは不可欠であること（個別分野にとどまらない総合的判断の必要性）</p> <p>(3) 経済のグローバル化が進展する中で、合計で世界全体のGDPの半分近くを占める日米両国経済が安定した協調的な関係を維持・強化することは、日米両国の経済発展のみならず世界全体の安定と繁栄のためにも必要であること（貿易立国である我が国の企業の経済活動を行う上での基礎的環境整備と日本の世界に対する貢献としての必要性）</p>													
<p>目的達成のための考え方</p>	<p>(1) 米国との経済分野での協力推進を図るに当たっては、米国政府と協調的・建設的な対話を行っていくことが不可欠であるが、日米両国の経済規模の大きさから取り扱うべき事項は極めて多岐にわたっている。このため、対話の場も多種多様なものが求められる。そのような対話のための枠組みとして、平成13年6月の日米首脳会談の際に両首脳間で合意された「成長のための日米経済パートナーシップ」があり、この枠組みを適切に運営していくことが重要である。</p> <p>(2) 日米経済関係の強化のためには、政府として民間企業が貿易や投資を行う際の環境を整備することが重要であり、「日米経済関係強化に向けた取組」として、民間部門の問題意識を聴取する必要がある。</p> <p>(3) 日米二国間における個別経済問題の中には、ともすれば政治問題化する可能性のある問題もあるが、問題が政治化するのを未然に防ぐよう適切に対処していくことは、両国が協調を推進していく上で極めて重要である。</p>													
<p>外部要因</p>	<p>日米両国の協調の推進に際しては、相手国である米国の行政府や議会、あるいは州政府の政策が多大な影響を及ぼし得る。</p> <p>また、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営や、個別問題への対処に当たっては、関連する規制等を所管する国内の関係省庁と緊密に協議を行い、連携を図っていくことが不可欠である。外務省としては、貿易立国である我が国の国益である日米経済関係の安定的な運営のため、国内関係省庁と緊密に連携しつつ、省庁横断的な観点からバランスの良い外交政策の立案・実施に意を用いている。</p>													
<p>投入資源</p>	<table border="1" data-bbox="464 1720 1321 1798"> <tr> <td rowspan="2">予算</td> <td>平成 15 年度</td> <td>平成 16 年度</td> </tr> <tr> <td>5.3</td> <td>4.9</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分予算 単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="464 1843 1321 1877"> <tr> <td>国際会議費</td> <td>72.4</td> <td>67.9</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="464 1877 1321 1955"> <tr> <td rowspan="2">人的投入資源 (定員ベース)</td> <td>平成 15 年度</td> <td>平成 16 年度</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>22</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分職員数 単位：人</p>	予算	平成 15 年度	平成 16 年度	5.3	4.9	国際会議費	72.4	67.9	人的投入資源 (定員ベース)	平成 15 年度	平成 16 年度	22	22
予算	平成 15 年度		平成 16 年度											
	5.3	4.9												
国際会議費	72.4	67.9												
人的投入資源 (定員ベース)	平成 15 年度	平成 16 年度												
	22	22												
<p>政策の評価</p>	<p>【目的達成に照しての評価の切り口】</p> <p>・経済分野での協調の度合い</p>													

<p>【政策の目的達成状況】</p>	<p>別表の施策の結果、日米両国の経済分野での協調は深化しており、深化の度合いは二国間の貿易や投資額、人的交流等に現れている。具体的には以下のようなデータが得られている。</p> <p>(1) 日本にとって米国は最大の輸出相手国である。一方、米国にとって日本はEU、カナダ、中国、メキシコに次ぐ第5位の輸入相手国である。</p> <p>(2) 米国に在留する日本人の数は平成16年10月1日現在、33万9387人であり、国別在留邦人総数で第1位となっている。平成15年10月1日の時点での米国に在留邦人数は、33万1677人であり、近年増加が続いている。</p> <p>平成16年度には、こういった緊密な関係の維持・発展に良い影響を与える成果として、以下のものが挙げられる。これらはいずれも、成長のための日米経済パートナーシップの下にある規制改革及び競争政策イニシアティブにおいて、米国に対する働きかけを続け、米国の規制が改善されたものである。</p> <p>(3) WTO協定違反が確定していた1916年ダンピング防止法の廃止を要請し続けた結果、平成16年12月、同法は廃止されることとなった。これにより、在米企業の経済活動の安定性が増した。</p> <p>(4) 米国が厳格化している入国管理措置について申し入れを続けた結果、ビザ発給の際のインターネットによる面接予約システムの導入等、ビザ発給に係るコストの軽減を求める日本政府の要請に応えた措置も実施されるようになった。これにより、テロ対策の観点から米国が強化している入国管理措置が、日米間の人的交流の妨げとならない方向で一定の改善が図られた。</p>						
<p>【目的と手段の関係の適切性】</p>	<p>(1) 平成16年度には、成長のための日米経済パートナーシップの下、次官級経済対話、規制改革及び競争政策イニシアティブが行われたが、日米間の経済分野での協調の推進を図るに当たり、両国が協調的・建設的な対話を行うことは不可欠である。実際に、これらの対話の中で日本側が要望したことによって米国の制度が改善される等、日米間の協調の推進に大きく貢献した。</p> <p>(2) 米国との経済分野での協力推進を図るに当たっては、日本企業や在留邦人が経済活動や日々の生活の中で直面している問題点を把握し、問題解決に努めることが必要であるが、随時官民間の意見交換を行い、民間部門の意見を聴取することによって、民間部門の関心事項や日米両政府に期待している事項を把握することができた。</p> <p>(3) 個別経済問題に適切に対処し、かつての「貿易摩擦」のような状況を引き起こさないようにすることは日米間の協調を推進していく上で極めて重要である。日米間にはいくつかの懸案事項が存在したが、日米間の協調を維持・推進していくとの観点から問題の早期解決を目指して対応した。</p> <p>(4) 以上の結果、目的に照らし選択した手段は概ね適切であった。</p> <p>分析 規制改革及び競争政策イニシアティブにおいては、米国政府に対し、数々の要望を行っているが、制度の改廃を行うのは米国政府や米国議会であり、実現していないものも数多く存在している。例えば、米国の出入国管理政策については、日本からの要望が受け入れられていない面があるが、これはテロとの闘いの観点から、米国政府が出入国管理を厳格化する政策をとっているためである。</p>						
<p>【今後の課題】</p>	<p>(1) 成長のための日米経済パートナーシップの下で推進されてきた日米間の協調関係を、第二期ブッシュ政権との間でも更に発展させていく必要がある。</p> <p>(2) 今後も民間部門の意見を聴取し、在米企業の経済活動の障害となっているような制度については米国政府に改善を求めるよう働きかけを行っていくことが重要である。</p> <p>(3) 日米間に存在する個別問題については、日米関係を害することがないように早期解決に向けて取り組んでいく必要がある。</p>						
<p>【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</p>	<p>【一般的な方針】 第二期ブッシュ政権との間でも引き続き協調的・建設的な対話を行っていきけるような枠組みの構築に重点を置きながら、個別問題に対処していく。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <table border="0"> <tr> <td>成長のための日米経済パートナーシップの運営</td> <td>拡充強化</td> </tr> <tr> <td>日米経済関係強化に向けた取組</td> <td>今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>個別通商問題への対処</td> <td>今のまま継続</td> </tr> </table>	成長のための日米経済パートナーシップの運営	拡充強化	日米経済関係強化に向けた取組	今のまま継続	個別通商問題への対処	今のまま継続
成長のための日米経済パートナーシップの運営	拡充強化						
日米経済関係強化に向けた取組	今のまま継続						
個別通商問題への対処	今のまま継続						

【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

第三者の意見

成長のための日米経済パートナーシップの運営や個別経済問題への対処に当たり民間部門から意見を聴取することによって、民間部門の問題意識を踏まえた政策が行えるように努めている。このような方針は民間部門からも高く評価されており、規制改革及び競争政策イニシアティブで米国の出入国管理政策に関する要望を行うにあたり、全在米公館を通じて在米企業の意見を聴取した際などに、そのような政府の取組・姿勢を高く評価する声が聞かれた。

評価総括組織のコメント

- ・ 日米経済関係では、個別経済問題への多国間貿易ルールを活用した対処の他、日米経済関係の強化に向けた「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営が適切に図られた。B S E問題においては科学的知見に基づいた緊密な協議による解決努力がなされている。
- ・ 評価においては、政策目的との関係で具体的成果があげられ、分析も妥当である。
- ・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性(特に、第二期ブッシュ政権との経済的協調の強化)も妥当である。

事務事業の評価

事務事業名	成長のための日米経済パートナーシップの運営	
施策の内容及び必要性	<p>(1) 平成13年6月の日米首脳会談の際に両首脳間で合意された日米間の経済対話の枠組みである成長のための日米経済パートナーシップの下には次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ、投資イニシアティブ、財務金融対話、貿易フォーラムの6つの枠組みがある。平成16年度は主に次官級経済対話、規制改革及び競争政策イニシアティブの2つを開催した。</p> <p>(2) 日米両国は世界の二大経済大国であり、両国間の経済に関する事項は多岐にわたっているため、日米間で密接かつ双方向の対話を行うには、種々の対話の枠組みが必要である。このような枠組みを利用して対話を行うことによって、日米両国の持続可能な経済成長のために各種の政策分野での協調の推進に資すると考えられる。</p>	
具体的成果	平成16年度に行われた日米間の対話の中で、米側の措置について日本側より要望を行った結果、ビザ手続の効率化、物流保安対策の効率化、1916年ダンピング防止法の廃止等、制度の改善が実現した。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：第二期ブッシュ政権との間でも、協調的・建設的な対話を進められるような枠組みを構築する。)</p>
	理由	成長のための日米経済パートナーシップは上述のように既に一定の成果をあげているが、良好な日米経済関係の維持・発展のためには絶え間ない努力が不可欠。平成16年の米国大統領選挙の結果誕生した第二期ブッシュ政権との間でも更に協調的・建設的な対話を進めていく必要がある。

事務事業の評価

事務事業名	日米経済関係強化に向けた取組	
事業の内容及び必要性	<p>(1) 成長のための日米経済パートナーシップの運営や、個別問題への対処に当たり、日米双方が提起する諸課題について関連企業と随時率直な意見交換を行った。</p> <p>(2) 規制改革及び競争政策イニシアティブ等の対話における議論を、民間部門の問題意識を十分踏まえたものとする事は、在米企業の経済活動のための環境を整備し、日米間の経済分野での協調を推進する上で極めて重要である。</p>	
具体的成果	規制改革及び競争政策イニシアティブにおいて米国に対する要望を行うに当たり、全在米公館を通じて在米日本企業の問題意識を聴取し、それを踏まえた要望を行った結果、ビザ発給手続の際の面接のインターネット予約システムが確立されたように、我が国の要望を踏まえた改善がいくつか実現した。また、平成16年度には、民間企業のニーズを踏まえ、日米新租税条約の適用が開始され、日米社会保障協定の発効に向けた進展が見られた。これらの条約により、日米双方の企業にとって多大なコスト削減効果が見込まれ、両国間の投資に関わる経済活動がより活発かつ効率的なものになることが期待されている。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：引き続き、民間部門との緊密な連携を図っていく。)</p>
	理由	今後も、民間部門の問題意識を聴取する場を設け、政策に反映させていくことは極めて重要であり、このような方針は在米日本企業などの民間部門からも高く評価されている。

事務事業の評価

事務事業名	個別通商問題への対処		
事業の内容及び必要性	<p>(1) 現在の日米間には、米国産牛肉の輸入再開問題やWTO協定違反が確定している米国の措置に関する問題といった個別通商問題が存在している。前者については、問題の早期解決に向けて二国間での協議を続け、後者については米国の措置がWTO協定に整合的なものになるよう働きかけを続けた。</p> <p>(2) 最近では、日米間でいわゆる「貿易摩擦」は表面化していないが、両国の経済規模の大きさと両国間の貿易・投資規模の大きさから考えても、今後大きな二国間の紛争が表面化する可能性がないとは言えない。については、両国間に存在する問題を早期に解決することは「摩擦」の芽を摘み取り、日米間の協調を推進するという意味において極めて重要である</p>		
具体的成果	<p>米国産牛肉の輸入再開問題については、日米間の協議を続けた結果、平成16年10月の局長級協議で、一定の条件と枠組みの下に、それぞれの国内における承認手続を条件として、双方向の牛肉貿易を再開するとの認識を共有するに至った。また、WTO協定違反が確定した米国の貿易措置の速やかな撤廃を働きかけると共に（このうち、1916年ダンピング防止法については、平成16年12月、廃止が実現した（前出））、新たに、米国のダンピング計算方法について、国際ルールに則った解決を図るべく、WTO紛争解決手続を開始した。</p>		
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：現在の日米間に存在する懸案事項の解決を図る。）</p>	
	理由	<p>これら個別問題の解決のためには、日米関係の維持・強化の観点から、引き続き緊密かつ地道な協議の継続が求められる。</p>	

【参考資料】

各種対話の枠組みの成果文書、及び、外務本省あるいは在米公館が作成した協議用資料並びに概要・報告書

外務省ホームページのうち「日米経済」部分（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/index.html>）

外務省ホームページのうち「日米BSE問題」部分

（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bse/index.html>）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

2 - 3 米国との安全保障分野での協力促進

政策所管局課（室）北米局日米安全保障条約課
北米局日米地位協定室
評価年月日 平成17年4月

<p>政策の目的</p>	<p>日米安保体制の信頼性の向上、在日米軍の円滑な駐留の確保</p>						
<p>政策の背景・概要と必要性</p>	<p>【背景】 わが国が位置するアジア太平洋地域には、冷戦終了後も、依然として様々な不確定、不安定な要素が存在している。特に近年は、北朝鮮の核兵器開発問題をめぐる緊張や、テロ事件の発生等もあり、わが国自身の安全の確保、わが国を取り巻く安定的な安全保障環境の確保に向け、いかに取り組むかが改めて大きな課題となっている。</p> <p>【必要性】 日本は、自衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で日本の安全を確保することが必要である。</p> <p>【概要】 このような日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の円滑な駐留の確保のための様々な取組は、わが国の安全と繁栄の確保のために引き続き極めて重要な外交案件であり、外務省が主導的役割を果たすことが適切である。 また、米国は、国際テロ、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散等のより予測が困難な脅威に最も適切に対処し得るよう、軍事技術の進展を活用しつつ、より機動性の高い態勢を実現することを目標に米軍の全世界的な軍事態勢の見直しを行っている。日本とは、平成17年2月に開催された日米安全保障協議委員会（いわゆる「2+2（ツ－プラス・ツ－）」会合）において、日米安保体制を中核とする日米同盟関係が日米両国の安全と繁栄を確保し、また、地域及び世界の平和と安定を高める上で死活的に重要な役割を果たし続けることを認識し、この協力関係を拡大することを確認した。この観点から、両国は安全保障分野での協力に関する緊密な協議を継続している。</p>						
<p>目的達成のための考え方</p>	<p>日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の円滑な駐留の確保のためには、日米間で防衛協力の実効性を高めるための日米間の緊密な協議を継続、SACO最終報告の着実な実施の推進及び日米地位協定の運用改善が重要である。これは、地元の負担の軽減を図ることは引いては日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制の強化につながる。</p>						
<p>外部要因</p>	<p>日米安保体制の円滑な運用にあたっては、相手国である米国の議会や行政府の政策の影響を大きく受ける。 また、在日米軍の安定的駐留のためには、在日米軍の施設・区域を抱える地元自治体と周辺住民の理解と支持を得ていくことが重要であり、負担の軽減を図るとともに、適時適切に説明責任を果たしていくことが必要。</p>						
<p>投入資源</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">予算</td> <td style="text-align: center;">平成15年度 57.3</td> <td style="text-align: center;">平成16年度 58.6</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（注）本省分予算 単位：百万円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">人的投入資源 （定員ベース）</td> <td style="text-align: center;">平成15年度 30</td> <td style="text-align: center;">平成16年度 30</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（注）本省分職員数 単位：人</p>	予算	平成15年度 57.3	平成16年度 58.6	人的投入資源 （定員ベース）	平成15年度 30	平成16年度 30
予算	平成15年度 57.3	平成16年度 58.6					
人的投入資源 （定員ベース）	平成15年度 30	平成16年度 30					
<p>政策の評価</p>	<p>【目的達成に照しての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日米安保体制の信頼性向上 ・在日米軍の駐留の円滑化 						

<p>【政策の目的達成状況】</p>	<p>別表の施策を行った結果、自由と民主主義という基本的な価値観をともに有し、最も信頼できるパートナーである米国との信頼関係の一層の深化に貢献するとともに、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の駐留の円滑化に大きく寄与した。具体的な成果は、下記のとおり。</p> <p>(1) 日米安保体制の信頼性を一層高める努力の一環として、わが国は、新たな「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」の実効性を確保するために、日本有事の際の日米共同対処や周辺事態の際の日米協力につき規定する計画を検討。</p> <p>(2) 緊急事態への対処に関する制度として、2003年に武力攻撃事態対処関連3法が成立したことに続き、2004年6月、有事関連7法3条約が成立・承認されたが、とりわけ、ACSA改正、米軍行動関連措置法の成立により、日米間の協力の実効性が制度的に確保された。</p> <p>(3) 日本政府が2003年12月、弾道ミサイル防衛システム(BMD)の整備を決定したことを受け、2004年12月に、日米両政府の間で弾道ミサイル防衛協力に関する書簡の交換が行われ、日米間で情報交換や共同研究等の協力等が一層促進されることとなった。更に、同年12月に武器輸出に関する官房長官談話が発表され、弾道ミサイル防衛システムに関する日米共同開発・生産への道が開かれた。</p> <p>(4) 2005年2月に開催された日米安全保障協議委員会(「2+2(ツー・プラス・ツー)」)会合では、それまでの議論を踏まえて共通の戦略目標を日米間で確認した上で、役割・任務・能力について検討を継続するとともに、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することを決定した。(別添参考)</p> <p>在日米軍の駐留に関する諸問題については、以下のような成果を得た。</p> <p>(5) 日米地位協定の下での刑事裁判手続について、2003年6月以降行われてきた日米交渉の結論として、2004年4月、日米間の捜査協力の強化などに関する日米合同委員会合意を作成し、一定の場合について米軍の代表者が日本側当局による被疑者の取調べに同席することが認められることとなった。</p> <p>(6) 2004年8月、沖縄県において、米海兵隊ヘリの墜落事故が発生した。この事故を受け、日本政府は、事故の原因を究明し、再発を防止し、また、事故現場での日米両当局の対応に関し指摘された様々な問題に対処するため、関係省庁が緊密に連携して対応に当たった。事故原因の究明・再発防止については、日米合同委員会の事故分科委員会にて、日本側も関与した形での取組が行われ、2005年2月、同委員会の報告書が日米合同委員会に報告され、承認された。また、事故現場における日米両当局の対応については、「事故現場における協力に関する特別分科委員会」を日米合同委員会の下に新設し、事故現場の共同統制や検証のあり方に関して、協議を行った。</p>				
<p>【目的と手段の関係の適切性】</p>	<p>日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の円滑な駐留の確保にあたっては、日米間の緊密な協議の継続が必要であり、その一環として安全保障分野に関する協議、SACO最終報告の着実な実施、日米地位協定の運用改善を行うことは目的達成には必要不可欠である。</p> <p>分析</p> <p>日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の円滑な駐留の確保に向けての外交政策は、その成果が長期的視点にたって検証されるものであり、定量的な評価が困難であることに留意しなければならない。我々は、わが国及び国民の中・長期的な安全と繁栄を確保するために継続的努力を行いつつ、政策とその背景となる情勢認識を絶えず検討していかなければならず、そのような観点から実施している上記政策は日米安保体制の信頼性向上並びに在日米軍の円滑な駐留確保に役立っていると考えられる。</p>				
<p>【今後の課題】</p>	<p>(1) 依然として不確実・不安定な要素が存在しているアジア太平洋地域情勢に鑑み、日米安全保障条約に基づく日米安保体制の信頼性を一層高めていく必要がある。</p> <p>(2) 今後も日米安保体制の円滑かつ効果的な運用のために、日米間の協力を緊密なものにすると共に、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の協力と理解を得ていくことが重要である。</p>				
<p>【政策への反映】(予算・機構・定員要求への反映)</p>	<p>【一般的な方針】</p> <p>今後も、わが国及び国民の安全と繁栄を確保するとの日本外交の目標のため、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の円滑な駐留の確保に向けて施策を継続的に検討する。特に、平成17年2月に日米安全保障協議委員会(「2+2」)が開催されたことを受け、抑止力を維持しつつ沖縄を含む地元の負担を軽減するとの観点から、在日米軍再編問題について日米間で協議を強化する。</p> <p>【事務事業の扱い】</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続</td> <td style="width: 20%;">今のまま継続</td> </tr> <tr> <td>SACO最終報告の着実な実施の推進</td> <td>今のまま継続</td> </tr> </table>	安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続	今のまま継続	SACO最終報告の着実な実施の推進	今のまま継続
安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続	今のまま継続				
SACO最終報告の着実な実施の推進	今のまま継続				

【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

第三者の意見

近年国民の間に日米安保体制の重要性に関する認識が深く浸透していることが、世論調査を通じて明らかになっている。内閣府が実施した「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」(平成15年1月)によれば、「日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っていると思うか」という質問に対し「役立っている」と回答した者の割合は73.4%にのぼった(「役立っていない」は13.2%)。この割合は、調査が開始された昭和53年以来最高である。さらに、「日本の安全を守るためにはどのような方法をとるべきだと思うか」という質問に対し、「現状どおり日米の安全保障体制と自衛隊で日本の安全を守る」と回答した者の割合は72.1%に及び、「日米安全保障条約をやめて自衛力を強化し、我が国の力だけで日本の安全を守る」(8.3%)及び「日米安全保障条約をやめ、自衛隊も縮小または廃止する」(4.7%)と回答した者の割合を大きく上回っている。この割合も、調査が開始された昭和44年以来最高であり、日米安保体制に対する国民の広範な支持をうかがうことができる。

なお、米軍再編問題に対する各紙のスタンスは、在日米軍施設・区域の整理、縮小といった次元にとどめようとする論評、「対米追随」と見る論評、米国のグローバルな軍事態勢の見直しを前向きに評価しその一環として我が国としても在日米軍の再編に積極的に取り組むことの必要性を強調する論評など様々である。日経新聞(平成17年12月7日)は、政府は「米軍再編が日米安保条約の適用範囲拡大に結びつくとの批判を避けるため、「日米安全保障条約に基づく日米協力」と「世界規模での日米同盟を」を明確に切り分けて整理。「新安保宣言」の策定など日米安保の再定義までは踏み込まない方向で調整している。」旨記述している。読売新聞(平成17年12月20日)は、米軍再編を「日本と日米同盟の将来に重大な影響を与える問題」と捉え、「できる範囲で日米協力の幅を広げ、日本の発言権を高める」ことを念頭におくべき旨記述している。

評価総括組織のコメント

- ・ 米国との安全保障分野での協力については、日米安保体制の信頼性の維持・強化に向けて適切な対応がとられ、政策目的達成に資する成果が出ている。
- ・ 評価においては、具体的成果及び在日米軍駐留を巡る問題への取組が明確にされている。第三者の意見では米軍再編問題への論評をバランスよくとりあげている。
- ・ 今後の課題も適切であり、引き続きこれまでの努力を推進するとの政策の方向性も妥当である。
- ・ 17年度の重点外交政策である。
- ・ 18年度の重点外交政策である。

事務事業の評価

事務事業名	安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続	
施策の内容及び必要性	わが国をとりまくアジア太平洋地域には、依然として不確実性・不安定性が存在することから、安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議を継続していくことは、日本を含む極東のみならず、アジア太平洋地域においても平和・安定と繁栄のために資する。	
具体的成果（有効性）	<p>2004年7月には、川口順子外務大臣（当時）が訪米し、パウエル国務長官と会談したことに続き、10月には、町村信孝外務大臣が訪米し、パウエル国務長官及びラムズフェルド国防長官と会談し、在日米軍の再編に関する緊密な協議を継続していくこと確認した。</p> <p>また、日米首脳レベルでも、2004年9月の国連総会及び11月のAPECの際に緊密な協議を行った。これらの協議を通じて、日米両国間では、在日米軍の有する抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担の軽減につながるよう努力していくとの認識を確認した。</p> <p>2005年2月に行われた日米安全保障協議委員会（いわゆる「2+2」）では、それまでの議論を踏まえて共通の戦略目標を日米間で確認した上で、役割・任務・能力について検討を継続するとともに、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することを決定。</p>	
総合的評価	結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 （具体的対応方針：安全保障に係る日米間の協議を引き続き実施していく。）
	理由	わが国が安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議を継続することは、日本の安全と繁栄と不可分の関係にあるアジア太平洋地域、ひいては国際社会全体の平和・安定と繁栄を実現するために極めて緊要である。

事務事業の評価

事務事業名	SACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告の着実な実施の推進、	
事業の内容及び必要性	（1）在日米軍施設・区域の約75%が存在する沖縄県の県民の負担を軽減することが重要であることについては、日米首脳会談、日米外相会談等の累次の機会に確認されている。 （2）日本政府は、1996年12月にとりまとめた沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告の着実な実施に取り組んでおり、今後も引き続き沖縄の負担軽減に努めていく。	
具体的成果	<p>普天間飛行場の移設・返還については、日本政府は、1999年末の閣議決定「普天間飛行場の移設にかかわる政府方針」（注）に基づき取組を進めており、2004年には環境影響評価方法書の公告・縦覧（注）、現地技術調査の一部であるボーリング調査（注）への着手等が行われた。</p> <p>（注）1999年末の閣議決定「普天間飛行場の移設に係る政府方針」…普天間飛行場の移設・返還に関し、代替施設の建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とすること等代替施設の建設の基本計画の策定、環境影響評価の実施を含む安全・環境対策等についての政府方針を定めたもの。1999年12月28日閣議決定。</p> <p>（注）環境影響評価方法書の公告・縦覧…環境影響評価実施にあたり、環境影響評価法上定められた手続の一つ。事業者（防衛施設庁）が作成した環境影響評価の方法書に対して一般からの意見を求めるもの。</p> <p>（注）普天間飛行場代替施設に係る現地技術調査…代替施設の護岸構造の検討に必要な地形、気象、地質、海象に係るデータ収集を目的とした調査。ボーリング調査は地盤の強度等のデータを収集するために、ボーリング機材による土の採取等を内容とする調査。</p>	
総合的評価	結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 （具体的対応方針：今後もSACO最終報告の着実な実施に取り組んでいく。）
	理由	日米安保体制の円滑かつ効果的な運用のためには、SACO 最終報告の着実な実施に取り組む、沖縄の負担軽減に努めていくことが重要。

事務事業の評価

事務事業名	日米地位協定の運用改善	
事業の内容及び必要性	施設・区域周辺の住民の負担を軽減すべく、政府が取り組んでいる日米地位協定の運用の改善に関しても国民の目に見える形で、一つ一つ成果を上げていくことが重要であるとの考えに立ち、具体的な取組を進めてきている。	
具体的成果	日米地位協定の下での刑事裁判手続について、2003年6月以降行われてきた日米交渉の結論として、2004年4月、日米間の捜査協力の強化などに関する日米合同委員会合意を作成し、一定の場合について米軍の代表者が日本側当局による被疑者の取調べに同席することが認められることとなった。また、在日米軍施設・区域に関係している環境問題については、2002年8月に発表された米国防省の方針に基づき、2003年8月に引き続いて、2004年4月、その時点で使用済みとなっていたPCB含有物質すべてが米国に向け搬出された。	
総合的評価	結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 （具体的対応方針：今後も国民の目に見える形で運用改善を行っていく。）
	理由	日米地位協定の運用改善に引き続き取り組むことは、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用に資する。

【評価をするにあたり使用した資料】

- 「2+2」会合の際の共同発表（於 ワシントン、平成17年2月19日）
- SACO最終報告（平成8年12月2日）
- 平成17年版 外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

日米安全保障協議委員会（「2+2」）の概要

平成17年2月19日
外務省・防衛庁

19日、国務省において標記会合が開催されたところ、概要以下のとおり。

米側参加者：ライス国務長官、ラムズフェルド国防長官他

日本側参加者：町村外務大臣、大野防衛庁長官、加藤駐米大使他

全体会合終了後に行われた共同記者会見において、共同発表が公表された。

1．グローバルな課題における協力

日本のグローバルな役割が進化していることにつき満足の意が表されるとともに、イラク復興、アフガニスタン復興、インドネシア・スマトラ島沖大地震及び津波による被害者への支援、P S Iにおいて、日米間で緊密な協力が行われていることを評価。

2．東アジアにおける安全保障環境

北朝鮮の核開発問題、拉致問題、中国情勢、中台関係等を巡る現下の情勢を踏まえつつ、東アジアの安全保障環境について意見交換を行った。

3．共通の戦略目標、役割・任務・能力、軍事態勢見直し

共通の戦略目標についてのこれまでの日米外務・防衛両当局間の協議の成果につき満足をもって評価。共通の戦略目標を共同発表において確認。

今後、自衛隊と米軍との役割・任務・能力、相互運用性に係る検討を進めることを確認。

さらに、抑止力を維持しつつ沖縄を含む地元の負担を軽減するとの観点から、在日米軍の兵力構成見直しにかかる協議を強化していくことを確認。

今後数ヶ月の間集中的な協議を行うことで一致。

4．在日米軍の安定的な駐留

日米地位協定の運用改善及びSACO最終報告の着実な実施が重要であることを確認。この関連で日本側より、米軍ヘリ墜落事故を受けた事故現場での協力等、目に見える実績を積み重ねることが必要である旨指摘した。

（了）

「2 + 2」共同発表のポイント

平成17年2月19日

1.これまでの日米協力の成果を確認

日米安保体制を中核とする日米同盟の重要性を確認。
アフガニスタン、イラク、津波災害支援、PSIにおける日米協力の実績を評価。
弾道ミサイル防衛における日米協力を更に前進させる旨確認。

2.日米の共通の戦略目標を確認

安全保障環境を確認(テロ・大量破壊兵器等の新たな脅威、アジア太平洋地域における不透明性・不確実性の継続と新たな脅威の発生等)
北朝鮮の六者会合への速やかかつ無条件での復帰、検証の下でのすべての核計画の完全な廃棄を要求。
共通の戦略目標を、各々の努力、日米安保体制の下での協力、その他の同盟国としての協力を通じて追求していくことを確認。
共通の戦略目標の内容を確認：
地域：日本の安全/地域の平和と安定、朝鮮半島の平和的統一、北朝鮮に関連する諸問題の平和的解決、中国の責任ある建設的役割を歓迎し協力関係を発展、台湾海峡を巡る問題の平和的解決、中国の軍事分野での透明性向上、ロシアの建設的関与等
世界：国際社会での民主主義等の基本的価値推進、国際平和協力活動等における協力、大量破壊兵器不拡散、テロ防止・根絶、国連安保理の実効性向上(日本の常任理事国入り)等

3.今後の日米の安全保障・防衛協力の強化を確認

日米双方の安全保障及び防衛政策の発展のための努力を支持・評価。これらの努力が日米協力を強化するものであることを確認。
多様な課題に実効的に対応するための自衛隊と米軍の役割・任務・能力の検討を継続。
在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化。抑止力の維持と地元の負担軽減へのコミットメントを確認。
地域社会と米軍の良好な関係推進のための継続的努力の重要性、SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調。
接受国支援に関する現行特別協定終了後の措置についての協議開始。

(了)

共同発表
日米安全保障協議委員会
於 ワシントン
2005年2月19日

1．2005年2月19日、ワシントンにおいて、日米安全保障協議委員会（SCC）が開催され、ライス国務長官及びラムズフェルド国防長官は、町村外務大臣及び大野防衛庁長官を同委員会の場で迎えた。閣僚は、日米両国が直面している安全保障上の問題及び日米同盟に係る問題並びに両国関係に関するその他の問題について協議を行った。

今日の世界が直面する課題に対する共同の取組

2．閣僚は、日米両国間の協力関係が、安全保障、政治、経済といった幅広い分野で極めて良好であることに留意した。閣僚は、日米安全保障体制を中核とする日米同盟関係が日米両国の安全と繁栄を確保し、また、地域及び世界の平和と安定を高める上で死活的に重要な役割を果たし続けることを認識し、この協力関係を拡大することを確認した。

3．閣僚は、既に成果を生み出している、アフガニスタン、イラク及び中東全体に対する国際的支援の供与における日米両国のリーダーシップの重要性を強調した。閣僚は、インド洋における地震及びそれに続く津波災害の被害者に対する幅広い支援を行うに当たり、日米間の協力が他の国の参加を得て成功裡に行われていることを賞賛した。

4．閣僚は、不拡散、特に拡散に対する安全保障構想(PSI)を推進する上で、日米両国間の協力と協議が中枢的な重要性を有してきたことを認識した。閣僚は、日本、米国及び他の国が主催した多数国間の阻止訓練が成功裡に行われたことを歓迎した。

5．閣僚は、弾道ミサイル防衛(BMD)が弾道ミサイル攻撃に対する日米の防衛と抑止の能力を向上させるとともに、他者による弾道ミサイルへの投資を抑制することについての確信を表明した。閣僚は、日本による弾道ミサイル防衛システムの導入決定や武器輸出三原則等に関する最近の立場表明といったミサイル防衛協力における成果に留意しつつ、政策面及び運用面での緊密な協力や、弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究を共同開発の可能性を視野に入れて前進させるとのコミットメントを再確認した。

共通の戦略目標

6．閣僚は、国際テロや大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散といった新たに発生している脅威が共通の課題として浮かび上がってきた新たな安全保障環境について討議した。閣僚は、グローバル化した世界において諸国間の相互依存が深まっ

ていることは、このような脅威が日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得ることを認識した。

7．閣僚は、アジア太平洋地域においてもこのような脅威が発生しつつあることに留意し、依然として存在する課題が引き続き不透明性や不確実性を生み出していることを強調した。さらに、閣僚は、地域における軍事力の近代化にも注意を払う必要があることに留意した。

8．閣僚は、北朝鮮が六者会合に速やかにかつ無条件で復帰するとともに、検証の下、透明性のある形ですべての核計画の完全な廃棄に応じるよう強く要求した。

9．国際的な安全保障環境に関するこのような理解に基づき、閣僚は、両政府が各々の努力、日米安保体制の実施及び同盟関係を基調とする協力を通じて共通の戦略目標を追求するために緊密に協力する必要があることで一致した。双方は、これらの共通の戦略目標に沿って政策を調整するため、また、安全保障環境に応じてこれらの目標を見直すため、定期的に協議することを決定した。

10．地域における共通の戦略目標には、以下が含まれる。

- ・日本の安全を確保し、アジア太平洋地域における平和と安定を強化するとともに、日米両国に影響を与える事態に対処するための能力を維持する。
- ・朝鮮半島の平和的な統一を支持する。
- ・核計画、弾道ミサイルに係る活動、不法活動、北朝鮮による日本人拉致といった人道問題を含む、北朝鮮に関連する諸懸案の平和的解決を追求する。
- ・中国が地域及び世界において責任ある建設的な役割を果たすことを歓迎し、中国との協力関係を発展させる。
- ・台湾海峡を巡る問題の対話を通じた平和的解決を促す。
- ・中国が軍事分野における透明性を高めるよう促す。
- ・アジア太平洋地域におけるロシアの建設的な関与を促す。
- ・北方領土問題の解決を通じて日露関係を完全に正常化する。
- ・平和で、安定し、活力のある東南アジアを支援する。
- ・地域メカニズムの開放性、包含性及び透明性の重要性を強調しつつ、様々な形態の地域協力の発展を歓迎する。
- ・不安定を招くような武器及び軍事技術の売却及び移転をしないように促す。
- ・海上交通の安全を維持する。

11．世界における共通の戦略目標には、以下が含まれる。

- ・国際社会における基本的人権、民主主義、法の支配といった基本的な価値を推進する。
- ・世界的な平和、安定及び繁栄を推進するために、国際平和協力活動や開発支援における日米のパートナーシップを更に強化する。
- ・NPT、IAEA その他のレジーム及び PSI 等のイニシアティブの信頼性及び実効性を向上させること等を通じて、大量破壊兵器及びその運搬手段の削減と不拡散を推進する。

- ・テロを防止し、根絶する。
- ・現在の機運を最大限に活用して日本の常任理事国入りへの希望を実現することにより、国連安全保障理事会の実効性を向上させるための努力を連携させる。
- ・世界のエネルギー供給の安定性を維持・向上させる。

日米の安全保障及び防衛協力の強化

- 1 2 . 閣僚は、日米双方の安全保障及び防衛政策の発展のための努力に対し、支持と評価を表明した。日本の新たな防衛計画の大綱は、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応する能力、国際的な安全保障環境を改善するための積極的な取組及び日米同盟関係の重要性を強調している。米国は、幅広い国防の変革努力の中心的な要素の一つとして、不確実な安全保障環境において適切かつ戦略的な能力を保持し得るように世界的な軍事態勢の見直し及び強化を進めている。閣僚は、日米両国が共通の戦略目標を追求する上で、これらの努力が実効的な安全保障及び防衛協力を確保し、強化するものであることを確認した。
- 1 3 . この文脈で、閣僚は、自衛隊及び米軍が多様な課題に対して十分に調整しつつ実効的に対処するための役割、任務、能力について、検討を継続する必要性を強調した。この検討は、日本の新たな防衛計画の大綱や有事法制、及び改正 A C S A や弾道ミサイル防衛における協力の進展といった最近の成果と発展を考慮して行われる。閣僚は、また、自衛隊と米軍との間の相互運用性を向上させることの重要性を強調した。
- 1 4 . 閣僚は、この検討が在日米軍の兵力構成見直しに関する協議に資するべきものであるとの点で一致した。閣僚は、日本の安全の基盤及び地域の安定の礎石としての日米同盟を強化するために行われる包括的な努力の一環として、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することを決定した。この文脈で、双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ在日米軍の抑止力を維持するとのコミットメントを確認した。閣僚は、事務当局に対して、これらの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。
- 1 5 . 閣僚は、また、地域社会と米軍との間の良好な関係を推進するための継続的な努力の重要性を強調した。閣僚は、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善や沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）最終報告の着実な実施が、在日米軍の安定的なプレゼンスにとって重要であることを強調した。
- 1 6 . 閣僚は、現行の特別措置協定が 2 0 0 6 年 3 月に終了することに留意しつつ、特別措置協定が在日米軍のプレゼンスを支援する上で果たす重要な役割にかんがみて、接受国支援を適切な水準で提供するための今後の措置について協議を開始することを決定した。

（了）